

経 済 産 業 省

平成 20・05・29 貿局第 1 号
輸出注意事項 2 0 第 1 5 号
経済産業省貿易経済協力局

「「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 0 年 6 月 9 日

経済産業省貿易経済協力局長 安達 健祐

「「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」の一部改正について

「「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」(平成 1 8 年 3 月 1 5 日付け平成 1 8 ・ 0 3 ・ 0 8 貿局第 1 号・輸出注意事項 1 8 第 4 号)の一部を下記のとおり改正する。

記

2 中「ホンジュラス」の次に「、ハンガリー」を、「オマーン」の次に「、パキスタン」を加える。

附 則

この通達は、平成２０年６月１２日から施行する。ただし、改正規定中「パキスタン」に係る部分については、平成２０年７月１６日から施行する。